<2> 内部質保証に関するシステムを整備しているか

1. 内部質保証の方針と手続きの明確化

2012年3月に「内部質保証の方針」を策定しており、またこの方針に基づく中期目標・ 行動計画の3ヵ年計画《資料X-4~5》を策定し、毎年度見直しを行っている。

2. 内部質保証を掌る組織の整備

1991年大学設置基準の一部改正に伴い、自己点検・評価が努力義務化されたことを受けて、同年、本学では教学の諸課題を検討する教学改革委員会を設置するとともに、翌1992年には同委員会に「自己点検・評価小委員会」を設置した。2002年には「神奈川大学自己点検・評価規程」《資料X-14》を制定し、大学を取り巻く環境の変化や学内組織の変遷に伴い一部規程の改訂を行い、今日に至っている。

自己点検・評価活動を統括するため、2002年に神奈川大学自己点検・評価全学委員会が 組織され全学的な活動を統括するとともに、各学部、研究科、研究所、委員会及び事務局 の組織で自己点検・評価を推進するため学部等自己点検・評価実施委員会を置いている。

2007 年度には新たな事務組織として、学長室に自己点検・評価及び認証評価担当の事務室を設置した。その後、2010 年 4 月からは、事務組織改編により新設される経営政策部(旧:経営企画室)に大学評価推進課を置き、大学改革と点検・評価活動の連携を強化し、内部質保証の体制強化を図る事務組織を整えた。

3. 点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

2009~2012 年度までは、認証評価結果を中心とした改善活動を主とした点検・評価活動を行ってきたため、各組織の改善状況を報告する「進捗状況報告シート」を活用してきた。 具体的には、①各組織は当該年度の活動を報告するとともに課題ごとに設けられた評価欄に自ら評価を付し期限までに提出する、②提出されたシートに対し、自己点検・評価全学委員会が全学的かつ第三者的視点で意見を提示し各組織にフィードバックする、③個々の組織レベルで解決が難しい全学的な検討課題については、総括とともに学長へ報告する、というシステムが確立された。

2012年度までに全学及び各組織レベルでの基本方針の策定が整ったため、方針に基づく活動ができているのか、3 カ年の中期目標とその目標についての行動計画・評価指標を設定し、活動を振り返る「進捗状況報告シート」で毎年度確認する取り組みを新たに始めている。具体的には、①各組織は当該年度の活動を報告するとともに、活動の進捗により計画変更を施し期限までに提出する、②提出されたシートに対し、自己点検・評価全学委員会が全学的かつ第三者的視点で意見を提示し各組織にフィードバックする、③3 カ年が経過したところで、個々の組織レベルで解決が難しい全学的な検討課題については学長へ報告する、というシステムの運用を予定している。

これらのシステムの運用は全学または各組織における FD 活動と両輪を成すものであり、 双方を連関させながら改善に取り組むことにより、PDCA サイクルを実現し、内部質保証を 可能にしつつある。

事務局においては、①毎年度、事務局の目標を設定し、常務理事会で了承を受ける、②事務局の目標を踏まえ、事務局次長による担当部署目標を設定する、③事務局目標及び担当部署目標を受け、部署長は「事務局自己点検・評価シート」《資料X-15》を用いて各部署の目標を設定する、④部署長の評価に基づき、事務局長、事務局次長との中間期(10月

頃)面談を行う、⑤部署長の評価、総括、次年度の目標と課題に基づき、事務局長、事務局次長との期末(2月頃)面談を行う、というシステムを構築している。部署長以外の事務職員については「学校法人神奈川大学事務職員人事政策の基本方針」のもと「目標管理育成制度」を運用しており、部署目標を受け個人で立てる業務目標やその達成評価について「キャリアアップシート」《資料X-16》を用いている。部署内での面談をシート作成時、中間期及び期末に行い、達成状況について当該部署長が面談後にコメントを付しフィードバックする、というシステムを構築している。

学校法人全体については、寄付行為に基づき監事を置くとともに、「学校法人神奈川大学監事監査規程」《資料X-17》に則り監事監査を行っている。本法人の監査機能としては、監事監査、監査法人による外部監査及び内部監査の三様の監査を実施し、かつ三者が定期的に情報共有を行い、有効的な監査を実施するため「監査連絡会」を設置している。三名の監事のうち一名を常任監事に選任し、理事会、評議員会の他、常務理事会にも出席する等、日常的に監査機能を担っている。また内部監査に関して、2002年2月に制定された「学校法人神奈川大学内部監査規程」《資料X-18》に基づき、理事長のもとに内部監査室を置き、理事長の承認を得て所定の内部監査を実施している。内部監査室長は、監事の監査業務の補助を行なうとともに、監事及び監査法人との連絡、意見交換及び情報交換のための監査連絡会に出席し、監査の有効性を担保している。

4. 構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底学校法人神奈川大学経営倫理綱領

本法人は、法人役員に対し、建学の精神である「質実剛健・積極進取・中正堅実」の理念に則り、その社会的使命を達成すべく不断の努力をするとともに、高度の倫理性と公共性を有すべきことを強く要請している。そこで、経営体としての社会的信頼の確立に努め、もって本法人に負託された社会的責務を果たすため、1997(平成 9)年に「学校法人神奈川大学経営倫理綱領」《資料X-19》を定めて、すべての役員がこれを遵守すべきものとした。

教職員の義務

本法人に勤務する教職員はすべて、「就業規則」《資料X-20》第3条により、常に本法人の諸規則を守り、職制に定める長の指示に従い、互いに協調して、誠実にその職務を遂行しなければならない旨を定めている。

神奈川大学研究倫理綱領

「第7章 教育研究環境」(5) を参照されたい。

ハラスメント防止のための措置

「第6章 学生生活」の「ハラスメント防止のための措置」を参照されたい。

個人情報の保護

「学校法人神奈川大学個人情報の取扱いに関する規程」《資料X-12》第 1 条「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、学校法人神奈川大学が保有する個人情報の取扱いに関して必要な事項を定め、個人情報の適正な収集、利用、管理及び保存を図り、もって本法人における個人の権利利益及びプライバシーの保護に資することを目的」とし、学生や受験生の個人情報の取り扱いについて、「個人情報保護方針」《資料X-6 No. 55》を定め大学ホームページのトップページから閲覧できるようにしている。

公益通報者の保護

公益通報者保護法に基づき、公益通報の受け付け等に対応するため、「学校法人神奈川大学公益通報者の保護等に関する規程」《資料X-21》を制定し、この規程により学内に公益通報または相談の受付窓口を内部監査室に設置し、公益通報の取扱いに関する体制を整えた。